

保育料の無償化について

(1) 事業内容

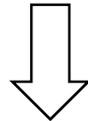
佐伯市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、佐伯市にお住まいの全ての児童の保育料無償化を行います。

現在は3歳以上並びに3歳未満の第2子以降のお子様の保育料は既に無償化されていますが、この対象を拡大し第1子の児童も無償化するというものです。

無償化前

第1子保育料		保育園・こども園	認可外保育施設など
0～2歳児 ※満3歳 児含む	住民税 非課税世帯	無償	無償 (上限42,000円)
	住民税 課税世帯	有償	有償
3～5歳児		無償	無償 (上限37,000円)

※第2子以降は現時点で無償化済



無償化後

第1子保育料		保育園・こども園	認可外保育施設など
0～2歳児 ※満3歳 児含む	住民税 非課税世帯	無償	無償 (上限42,000円)
	住民税 課税世帯	無償	無償 (上限42,000円)
3～5歳児		無償	無償 (上限37,000円)

(2) 事業対象者

対象は佐伯市に住民票のある3歳未満の第1子の児童で、対象児童数は205名（令和5年11月時点）。

(3) 事業実施日

令和6年4月1日から

令和6年度当初予算計上予定